



若手採用に 本気出しています!

人手不足の現状や雇用への取り組みについて、
宮崎果汁の大迫社長に答えていただきました。



宮崎果汁株式会社
代表取締役
おおさき なりあき
大迫 成長さん

大 納地区でトロピカルフルーツをドリンクやジャムに加工し、販売を行う宮崎果汁。現在、6名の従業員が働いていますが、人手不足を常に感じていると大迫社長は話します。「正直、切羽詰まっています。百貨店催事やイベントなどの出店依頼をいただくことも多いのですが、1人でも通常業務から欠けてしまうと回らなくなりますので、ほとんどの依頼を断っているほどなんですよ」。

そんな状況であるだけに、採用活動にも積極的です。「以前と比べるとハローワークに足を運ぶ機会が増えましたね。あと、年に1回、南郷町のハートフルセンターで行われる会社説明会や、今年の3月には宮崎観光ホテルで開

催された説明会に参加しました。実際に、南郷の説明会では1名の人材を確保することができまし、宮観では、インターンシップの募集を行ったところ、参加希望者もいらっしました」と大迫社長。

また、宮崎果汁では5年前に、それまで自社商品をネットで販売するために設けていたホームページを、会社のPR用に内容のリニューアルをするなど、自社情報の露出を増やす努力を惜しみません。

今後は、「新卒採用と弊社の将来の幹部候補育成をするために、ホームページでの呼びかけなども視野に入れ、若い世代に焦点を合わせた採用活動に取り組んでいきます」。

あなたの事業所は困っていませんか？

人材不足解消 大作戦!!

人口減少や若者の県外流出、特に高校卒業者の県内就職率が55.8%という状況の中で、人材確保に悩む企業が増えています。経営課題として事業者を悩ませる人手不足を解消するために必要なことを、社会保険労務士の福岡さんに答えてもらいました。

まずは人材確保が困難な原因を把握しましょう

社会保険労務士
ふくおか まさひと
福岡 正人さん



全国ワースト
2位

高校卒業者の県内就職率

55.8%

このような課題を解決するにはいくつかの方法が考えられます。

あなたの事業所では
次のような問題を抱えていませんか？

- ・人手不足を解消するためにどうしたら良いかわからない。
- ・求人に関する相談先がハローワークしかない。
- ・求人を出しているが、応募者が来ない。

方法：その1

「ふるさと宮崎人材バンク」に登録する

「ふるさと宮崎人材バンク」とは、宮崎県が県内へのU・Iターン就職を促進するために運営しているウェブサイトです。求人を出したい事業所と求職者が同一のサイトに自身の情報を登録することで、両方の情報を利用者自らが検索することができます。

方法：その2

求人を出す媒体を工夫する

募集を効果的に行うには、どの媒体を活用するのかが検討することが重要。ハローワーク、求人誌、フリーペーパー、ウェブなど多くの媒体がありますが、採用したい人材層が多く利用している媒体を見極めて求人広告を出すようにすると、より効果的に応募者を集めることができます。また、求人情報は常に最新のものであるようにしましょう。

ふるさと宮崎人材バンク

方法：その3

自社の魅力をアピールする

TwitterやFacebookなどのSNSを利用して、企業PRを行いましょう。多くの企業では外向けに自社のPRをすることで、企業の認知度を上げる努力をしています。このような取り組みが、求人を行う際にも効果を発揮します。理想は自社ホームページを制作することですが、制作には費用がかかってしまうため、簡単に自社の情報を発信する手段としてSNSを使うことをおすすめします。

毎日の仕事の様子や、職場の雰囲気を投稿することで、どんな会社なのかを知ってもらうことが大事です。

方法：その4

経営理念を掲げる

会社の方向性を示す経営理念をしっかりと掲げていますか？もし理念が明確でないのであれば、募集をする際に求職者に対して自社の姿勢をアピールすることが難しくなります。また、理念に共感してもらって採用した応募者は、賃金などの雇用条件を選考基準にしている応募者を採用した場合と比べて、離職率が低い傾向にあります。

そのほか、従業員の意識を統一させるという点においても経営理念は非常に重要です。

KUSHIMA project 市では企業支援プロジェクト事業を行いました

※平成30年度の本事業の受付は終了しました。詳細は決定していませんが、次年度も支援事業を計画しております。

問い合わせ/ 商工観光スポーツランド推進課 商工係 ☎72-1111

雇用支援

①スキルアップ研修支援 (上限20万円)

事業者または事業者で構成する団体が、技能向上や意識啓発のための講習会を実施したり、従業員が研修に参加する際に、必要な経費の5分の3を補助。

【対象となる経費】

- 講習会開催に要する経費
- 研修参加に要する経費
- 資格取得に要する経費

②新卒者等雇用促進支援 (上限20万円)

新卒者やIターン者等を雇用する事業者が、職場環境整備や求人活動を実施する際に、必要な経費の5分の3を補助。

【対象となる経費】

- 求人活動に要する経費
- 職場環境整備に要する経費
- 自社ホームページ等の新規作成またはリニューアルに要する経費

就労奨励

事業所に就職した新卒者やU・Iターン者に対して、10万円の就労奨励金を交付。

※新卒者等を雇用している事業所を通じての申請になります。

主な条件

【交付対象者】

- 平成29年9月から平成30年8月末までに常用雇用者として雇用された方
- 市内に住所を有し、5年以上の定住意志がある方

【雇用する事業所】

※下記の内1つ以上に取り組むことが必要です。

- スキルアップ研修事業に取り組む
- 新卒者等雇用促進事業に取り組む
- 雇用にあたり、地域限定採用枠を設定している